

主たる債務者と連帯保証人の民事再生

当社は A に対し貸金債権を有するところ、主たる債務者 A とその連帯保証人 B がそれぞれ民事再生を申し立てました。

A には当社に対する債務のほか住宅ローン債務もあるとのことです。

当社は A、B 各人からどのように弁済を受けることになるのでしょうか。

1. 主たる債務者の民事再生手続

再生計画は認可決定の確定により効力を生じ（民事再生法（以下「法」といいます）176 条）、再生計画の定めにしたがって再生債権の権利内容が変更されます（法 179 条 1 項）。

民法上、連帯保証債務は主たる債務に対して付従性を有しており、主たる債務が減免された場合、減免の効果は連帯保証債務に対して及ぶものとされていますが（民法 448 条）、連帯保証人は、主たる債務者が窮境に陥った場合こそ担保としての効用をはたすべきものですので、民事再生法は、再生計画が確定しても再生債権者が連帯保証人に対して有する権利に影響を及ぼさないとして、付従性の例外を規定しています（法 177 条 2 項）。

主たる債務者の再生計画が確定しても、債権者は再生計画に基づく主たる債務者からの弁済とは別個に、連帯保証人から本来の債権額の弁済を受けることができます。

2. 連帯保証人の民事再生手続

連帯保証人の民事再生手続において、債権者は再生手続開始時に有する債権の全額につき再生債権者としての権利行使をすることができます（法 86 条 2 項、破産法 104 条 1 項）。連帯保証人について再生手続開始決定後、主たる債務者が約定どおり弁済を継続し実体上債務が減少していても、それが債務全額を消滅させるものでない限り、再生手続開始時の債権額全額が再生計画の対象となります（法 86 条 2 項、破産法 104 条 2 項）。

連帯保証人は主たる債務者の弁済状況にかかわらず、自らの再生計画に基づいて保証債務を弁済することになりますが、主たる債務者が約定どおり弁済を継続している場合には再生計画に特段の定めをおくことがあり、たとえば、連帯保証人による現実の弁済は保留扱いとし、将来主たる債務者が遅滞に陥ったとき、残債務額について他の再生債権者と同一条件の権利変更を行ない弁済を開始するというような再生計画にすることが多いようです。

3. 主たる債務者と連帯保証人両者の民事再生手続

主たる債務者と連帯保証人の両者が民事再生を申し立てた場合、債権者は再生手続開始時に有する債権の全額につき主たる債務者と連帯保証人に対しそれぞれの手続で再生債権者としての権利行使をすることができます（法 86 条 2 項、破産法 104 条 1 項）、主たる債務者と連帯保証人はそれぞれ、他方の再生計画の内容にかかわらず、自らの再生計画に基づき弁済しなければならないことになります。

この場合、主たる債務者が小規模会社で連帯保証人がその代表者個人であるなどのように主たる債務者と連帯保証人の再生手続を一体と見るべき関係があるときには、連帯保証人の再生計画において主たる債務者との連帯支払とするなど特別の権利変更の定めを設けることがあります。

4. 再生計画が住宅資金特別条項を定めている場合

(1) 主たる債務者のみが再生申立てをした場合

法177条2項は再生計画が確定しても再生債権者が連帯保証人に対して有する権利に影響を及ぼさないものと定めていますが、住宅資金特別条項については同条項を適用しないとされ（法203条1項）、主たる債務者について住宅資金特別条項を定めた再生計画が確定した場合、その住宅資金特別条項の効果は付従性により住宅資金貸付債権の連帯保証人にも及び、主たる債務者が再生計画どおりの弁済を継続している限り連帯保証人は弁済する必要はありません。

(2) 主たる債務者と連帯保証人の両者が再生申立てをした場合

主たる債務者と住宅資金貸付債権の連帯保証人の両者が民事再生を申し立てた場合、主たる債務者の再生手続において住宅資金特別条項を定めた再生計画が確定すると、その住宅資金特別条項の効果は住宅資金貸付債権の連帯保証人に対しても及ぶこととなりますが、他方、連帯保証人の再生手続において住宅資金貸付債権の保証債務に係る債権は他の再生債権と同様に権利変更、弁済の対象となります。

この場合、連帯保証人が個人再生の申立を行ない再生計画が確定している以上、連帯保証人自身の再生計画の効力が優先すると解され、連帯保証人としては主たる債務者の弁済状況にかかわらず再生計画に基づいて保証債務を弁済することになりますが、主たる債務者が住宅資金特別条項に基づき減免されない住宅資金貸付債権を弁済しながら、連帯保証人も再生計画に基づき保証債務を弁済することになるため、主たる債務者と連帯保証人の関係によっては両者の調整をはかる必要があることも考えられます。

東京地裁では、夫が住宅資金貸付債権の主たる債務者、妻が住宅資金貸付債権の連帯保証人である両者の個人再生事件で、妻の再生計画において住宅資金貸付債権の保証債務につき「夫がその再生計画のとおり毎月の支払をしたときは、妻の当該月の保証債務は消滅する。夫が前記の支払を怠ったときは、再生債権者から請求を受けた後5日以内に弁済すれば足りる。」との条項が設けられた例があります。

5. 本件の場合

当社としては、A、Bそれぞれの再生手続で手続開始時に有する債権の全額につき再生債権者としての権利行使をすることができます。

当社はA、B両者から、各人の再生計画に基づき別個に弁済を受けられるのが原則ですが、連帯保証人の再生計画案において主たる債務者と連帯支払とする旨の特段の定めがあるような場合は、主たる債務者と連帯保証人の関係、連帯保証を引き受けた事情などを考慮して再生計画案に対する当社としての同意、不同意の判断をすることになるでしょう。